

議案第4号説明資料

令和6年2月13日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～6
参 考	7～8

町民課

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行により、法務大臣が管理する戸籍情報連携システムを利用して、戸籍証明書等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の事務を開始することに伴い、これらの証明書交付等に係る手数料の額を定めるため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)に準じて、大磯町手数料条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外での戸籍証明書及び除籍証明書の交付(広域交付)が可能となることに伴い、「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面」を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る戸籍証明書等の交付手数料の規定を追加します。

手数料を徴収する事項	現行金額	改正後金額
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍証明書等の交付(広域交付)事務の追加)	450円	450円 (同額)
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付(本籍地以外での除籍証明書等の交付(広域交付)事務の追加)	750円	750円 (同額)

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行

行政機関への手続きの際に添付する戸籍証明書等に代わる戸籍電子証明書及び除籍電子証明書(電子的な戸籍記録事項の証明情報)の提供を可能とするための識別符号の発行が始まることに伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料の規定を追加します。

なお、次の場合は、発行手数料を徴収しないものとします。

ア 当該符号の請求及び発行を、マイナポータル(デジタル庁が運営するオンラインサービス)により行う場合

イ 当該符号の発行の請求と同時に、同一事項が記載された戸籍証明書等の請求を行う場合

手数料を徴収する事務名	現行金額	改正後金額
<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍証明書等と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）</u>	—	<u>400 円</u> 【新設】
<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍証明書等と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）</u>	—	<u>700 円</u> 【新設】

(3) 届書等情報内容証明書の交付等

戸籍の届書等の書類を電子化し、画像情報として作成した届書等情報の内容に係る証明書の交付及び出力したものの閲覧が可能となることに伴い、届書等情報の証明書の交付及び出力したものの閲覧に係る手数料の規定を追加します。

手数料を徴収する事項	現行金額	改正後金額
<u>届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）</u>	350 円	<u>350 円</u> (同額)
<u>届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）</u>	350 円	<u>350 円</u> (同額)

(4) 施行日

令和6年3月1日から施行します。

大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案	現行																								
<p>第1条～第7条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条 省略</p>																								
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 485 777 533">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="781 485 1066 533">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 536 777 584">評価に関する証明書の交付</td> <td data-bbox="781 536 1066 584">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 587 777 635">～</td> <td data-bbox="781 587 1066 635">～</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 638 777 766">住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td data-bbox="781 638 1066 766">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 769 777 1082">戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>の交付</td> <td data-bbox="781 769 1066 1082">1戸籍につき 450円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1085 777 1439">戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>の交付</td> <td data-bbox="781 1085 1066 1439">1戸籍につき 750円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	～	～	住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	省略	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1戸籍につき 450円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付	1戸籍につき 750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 485 1774 533">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="1778 485 2063 533">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 536 1774 584">評価に関する証明書の交付</td> <td data-bbox="1778 536 2063 584">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 587 1774 635">～</td> <td data-bbox="1778 587 2063 635">～</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 638 1774 766">住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付</td> <td data-bbox="1778 638 2063 766">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 769 1774 1082">戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</td> <td data-bbox="1778 769 2063 1082">1戸籍につき 450円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1085 1774 1439">戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</td> <td data-bbox="1778 1085 2063 1439">1戸籍につき 750円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	～	～	住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	省略	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1戸籍につき 450円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1戸籍につき 750円
手数料を徴収する事項	手数料の金額																								
評価に関する証明書の交付	省略																								
～	～																								
住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	省略																								
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1戸籍につき 450円																								
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付	1戸籍につき 750円																								
手数料を徴収する事項	手数料の金額																								
評価に関する証明書の交付	省略																								
～	～																								
住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	省略																								
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1戸籍につき 450円																								
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1戸籍につき 750円																								

改正案		現行	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	省略	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	省略
戸籍法第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	省略	戸籍法第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	省略
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1符号につき 400円		

改正案		現行	
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1 符号につき 700円		
戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350円	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350円

改正案

現行

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合

省略

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧

1件につき 350円

～

その他の証明書の交付

省略

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合

省略

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧

1件につき 350円

～

その他の証明書の交付

省略

9

別表第2 省略

別表第2 省略

<参 考>

1 戸籍法の一部を改正する法律

国民の利便性の向上及び行政運営の効率を図るため、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、一定の行政手続において戸籍証明書の添付を省略できるような措置を講ずるとともに、戸籍証明書の提出が必要な場合においても、本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設け、その取得の効率化を図るなど、戸籍の制度について所要の整備を行うために、令和元年5月31日に公布された。

この法律の大きな改正部分は、公布の日から起算して5年以内に施行することとなっていたため、施行日を令和6年3月1日とする政令（令和5年政令第336号）が令和5年11月29日に公布された。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定められる手数料の標準額について、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた改正が行われ、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく事務に係る改正規定は、施行日を令和6年3月1日とする政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布された。

手数料を徴収する事務名	現行金額	改正後金額
○戸籍法（昭和22年法律第224号）関係 【抜粋】		
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付 （本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	450円	改定なし
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付 （本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	750円	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	700円

届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）	350 円	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350 円	改定なし

3 用語説明

用語	説明
戸籍情報連携システム	磁気ディスクをもって調製された全国の市区町村の戸籍情報の副本を持つ法務省の管理システムを活用したネットワーク連携システム。
戸籍証明書	戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面。
除籍証明書	除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面。
戸籍電子証明書	戸籍に記録された事項を証明する電子データ。
除籍電子証明書	除かれた戸籍に記録された事項を証明する電子データ。
戸籍電子証明書提供用識別符号	戸籍情報を必要とする行政機関において、戸籍電子証明書を閲覧するために必要となる符号。
除籍電子証明書提供用識別符号	除かれた戸籍情報を必要とする行政機関において、除籍電子証明書を閲覧するために必要となる符号。
戸籍法第 120 条の 2 第 1 項 【戸籍証明書等の広域交付】	戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍に記録されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求は、いずれの市区町村長に対してもすることができる。